

(写)

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月20日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第49号

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年龍ヶ崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) } 省 略 (4) (5) 重度心身障がい者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。<u>以下「高齢者医療確保法」という。</u>）第50条第2号の政令で定める程度の障がいの状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。 ア } 省 略 ケ （医療福祉費の支給制限） 第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) } 省 略 (4) (5) 重度心身障がい者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障がいの状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。 ア } 省 略 ケ （医療福祉費の支給制限） 第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその

者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 省 略

(3) 重度心身障がい者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当法施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4

者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 省 略

(3) 重度心身障がい者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4

項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例によるものとする。

3 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第1号及び同条第2項（同条第1項第1号に規定する基準額の算出に係る部分に限る。）の規定は令和6年6月1日から、改正後の同条第1項第3号及び同条第2項（同条第1項第3号に規定する額の算出に係る部分に限る。）の規定は同年8月1日から適用する。

項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例によるものとする。

3 省 略